

1 趣旨

この基準は、市長が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲その他支出の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 会費

会費は、各種会合等に市長が出席する場合に限りその参加費等の実費を支出する。この場合において、実費の額が不明である場合は、会場等を考慮してその都度支出額を決定する。職員が、市長に代って又は市を代表して出席する場合も、市長が出席する場合に準じて支出する。

(2) 御祝

御祝は、各種総会、大会、式典、行事等に市長が出席する場合に限り支出する。職員が、市長に代って又は市を代表して出席する場合も、市長が出席する場合に準じて支出する。

(3) 香料

香料は、市政功労者又は市政関係者等の本人、配偶者又は親族（一親等血族及び同居の一親等姻族に限る。次号において同じ。）の死亡に際し、生花、花環、香典、弔慰金等として支出する。

(4) 御見舞

御見舞は、市政功労者又は市政関係者等の本人、配偶者又は親族の病気、入院等の見舞いに際し支出する。

(5) 賛助

賛助は、市費の助成又は補助がなく、趣旨に公益性が認められる各種大会等の賛助に際し支出する。

(6) その他

前各号に規定するもののほか、外部の個人又は団体との渉外等に際し市長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

3 支出額

支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

4 見直し

この基準は、社会経済状況等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

香料支出基準

区 分		本人	配偶者	親族	備 考
議員関係	国会・県議会議員	10,000 ～30,000 (生花含む)	5,000	5,000	
	(元職)	5,000 ～20,000 (生花含む)	—	—	
	市議会議員	10,000 ～30,000 (生花含む)	5,000	5,000	
	(元職)	5,000 ～20,000 (生花含む)	—	—	
市関係者	民生委員等	5,000	※	—	行政相談委員、人権擁護委員等
	各種団体の代表等	5,000	※	※	消防団、商工会議所等
	その他	3,000 ～10,000	※	※	産業振興功労者等 市政に多大な貢献 又は功績があった者
行政委員会 委員等	行政委員会の委員	10,000 ～30,000 (生花含む)	※	※	教育委員会委員、 選挙管理委員会委員、 公平委員会委員、 監査委員、農業委員会委員、 固定資産評価審査委員会委員
	(元職)	5,000 ～20,000 (生花含む)	—	—	

- (1) ※欄については、ケースにより支出を判断する。
- (2) 親族とは、一親等血族及び同居の一親等姻族とする。
- (3) 生花は、功績が多大であると認められる場合とする。
- (4) 上記区分に当てはまらないものについては、本人 5,000 円を基準として判断する。